

# 令和3年度県北ニューツーリズム推進事業 ヘルスツーリズム企画発信業務委託仕様書（案）

## 1 委託業務名

令和3年度県北ニューツーリズム推進事業ヘルスツーリズム企画発信業務

## 2 委託業務の目的

茨城県の県北地域（日立市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・常陸大宮市・大子町をいう。以下同じ。）における観光・交流を核とした地域づくりを促進するため、県北地域に点在する多様な地域資源をつなぐロングトレイルコースを活用し、健康に親和性のある地域資源を組み合わせた心身ともに癒される旅行スタイル「ヘルスツーリズム」のプログラムを企画発信し、新しい滞在・体験型のツーリズムを推進する。

## 3 委託期間

契約の日から令和4年3月31日まで

## 4 委託業務の内容

### (1) 概要

ロングトレイルコースの一部等を活用したウォーキングに、健康と親和性のある地域資源（温泉、食、アクティビティ等の体験）を組み合わせ、令和元年度及び令和2年度に作成した6市町のヘルスツーリズムプログラムをブラッシュアップすること。なお、1つのウォーキングメニューに1～3つ程度の地域資源を組み合わせたものを1プログラムとし、ワーキンググループにおいて県北ヘルスツーリズムのテーマを決定した上で、計6プログラム以上を完成させること。

合わせて、モニターツアーを企画・実施し、プログラム体験による心身への科学的根拠に基づいた効果及び参加者アンケートや効果的な情報発信等によるプログラムの魅力・課題等の検証を行うこと。

また、プログラム商品の販売及びパンフレットの作成により、事業PR及び誘客促進を図ること。

さらに、事業自走化のための仕組みの構築又はヘルスツーリズム人材育成に係る取組等を実施すること。

### (2) 実施時期

- ・ ワーキンググループのメンバー募集・調整：令和3年4月から5月まで
- ・ ワーキンググループの運営：令和3年5月以降随時
- ・ モニターツアー企画（行程表含む）の提出：ツアー実施1月前
- ・ モニターツアーの実施：令和3年6月から令和3年11月まで
- ・ ブラッシュアップしたヘルスツーリズムプログラムの提出：令和4年3月まで
- ・ ヘルスツーリズムプログラムパンフレットの提出：令和4年3月まで

### (3) 実施内容

#### ① ヘルスツーリズムプログラムのブラッシュアップ及びモニターツアーの企画

- ・ 委託者等からの情報提供やワーキンググループでの検討等を踏まえて、ロングトレイルコースの一部等に、健康と親和性のある地域資源を組み合わせ、令和元年度及び令和2年度に作成したプログラムをブラッシュアップすること。プログラムは、ワーキンググループで決定した県北ヘルスツーリズムのテーマとモニターツアーの結果等を反映し、計6プログラム以上を完成させること。
- ・ モニターツアーは、日帰り又は1泊2日、モニター数はそれぞれ概ね10名以上で計6プログラム以上を実施・検証し、企画内容をワーキンググループに諮り決定すること。なお、必要に応じ、事前の現地調査・手配・調整等を行うこと。
- ・ その他、プログラム等の企画・提案に必要な事務を行うこと。

#### ② ワーキンググループの企画・運営

- ・ 県北地域の地元事業者・市町・委託者等を構成員とするワーキンググループを組織し、ワーキンググループ会議を3回以上開催すること。なお、県北ヘルスツーリズムのテーマやプログラム及びモニターツアーについて検討するとともに、将来的な事業自走化のための仕組みの構築又はヘルスツーリズム人材育成に係る取組等を実施すること。必要に応じて、有識者や専門家等の意見を聴取すること。
- ・ 年度当初にワーキンググループの年間活動計画を委託者に提出し、調整を行った上で実施すること。
- ・ 予め各回の目的及び協議事項案・タイムスケジュール案を作成して委託者に提出し、確認を受けた上で開催すること。
- ・ 開催準備（開催通知・会議資料作成等）、会議の進行・助言、事後処理（開催結果まとめ等）等の事務を行うこと。
- ・ その他、ワーキンググループの企画・運営に必要な事務を行うこと。

#### ③ モニターツアーの実施等

##### (ア) モニターツアーの実施

- ・ モニターツアーの企画（行程表を含む。）については、委託者の確認を受けた上で実施すること。
- ・ モニターは国内旅行保険に加入させること。モニターツアーには、1回あたり1名以上の添乗員を手配して安全確保に努めること。
- ・ 交通（バス・運転手・有料道路支払）や食事等必要な手配・調整を行うこと。

##### (イ) モニターの募集

- ・ 首都圏からの誘客促進を主眼に、費用効果の高い広告宣伝方法を提案した上で実施すること。

##### (ウ) モニターツアーの効果検証等

- ・ プログラムの体験による心身への効果（自律神経への影響等）を科学的観点

から検証し、健康に資するプログラム構築のための根拠を得ること。

- ・ モニターにプログラムの魅力や評価・課題等に関するアンケート調査を実施し、効果を検証すること。アンケート項目については、予め委託者と調整のうえ了解を得ること。
- ・ モニターにモニターツアーの内容や感想、県北地域の地域資源の魅力等にかかる情報を有効な広報媒体により発信させること。

(エ) その他（留意点）

- ・ モニターツアー実施にあたっては、旅行業法等の関係法令等を遵守すること。
- ・ モニターに自らのツアー参加費用を負担させること。
- ・ 記事作成等に係る報償が発生する場合は委託費の範囲で対応すること。
- ・ その他、ツアーの実施等に必要な事務を行うこと。

④ プログラム商品の販売等

- ・ ワーキンググループ会議において決定したプログラム商品を1つ以上販売し、広域的な事業 PR 及び首都圏等からの誘客を図ること。販売商品については、予め販売開始前に委託者に報告し、確認を受けること。
- ・ 誘客のための効果的な広告宣伝方法を委託者に提案した上で、販売に係る調整等を行うこと。
- ・ 販売・催行したプログラム商品においては、効果検証に活かせるデータの集約を行うこと。
- ・ その他、プログラム商品の販売に必要な事務を行うこと。

⑤ パンフレットの作成

(ア) 作成内容

- ・ ブラッシュアップした6市町のプログラムを記載し、県北ヘルスツーリズムの魅力を広く効果的に発信するパンフレットを作成すること。この作成とは、企画立案・撮影・デザイン・コピーライト・レイアウト・編集・校正・印刷・製本・納品・工程管理など、パンフレットの作成に必要な全ての作業を含むものとする。
- ・ 訴求力のある表紙と、イラストや写真を多用したわかりやすい本文で豊富な情報を掲載するものとし、県北ヘルスツーリズムの魅力をしっかりと届ける内容とすること。

(イ) 仕様・規格等

- ・ 詳細について、受託者は契約締結後に委託者と十分に意見交換を行い、調整を図った上で作成する。追加・修正が必要となった場合は随時対応する。

(ウ) 成果品

- i. パンフレット 3,000部
- ii. パンフレット掲載写真全ての電子データ
- iii. パンフレットの版下データ（CD-ROM） 1枚

※イラストレータ等再編集が可能なデータ及びPDFデータ

(エ) その他

- ・ 本業務に必要な資料の収集や撮影、観光施設及び関係団体に対する取材の協力依頼及び調整については受託者が行うものとし、委託者は既存資料や写真の提供など、受託者の業務の遂行に協力するものとする。

## 5 想定スケジュール案

項目	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①プログラム等の企画・提案	←		※プログラム案提出	※確定
		※モニターツアー企画提出	→	
②ワーキンググループの企画・運営	※メンバー調整等	※随時会議開催	・ 検討・調整	
③モニターツアーの実施等		※実施		
			※効果検証等	
④プログラム商品の販売等	※商品内容の決定	※随時販売		
⑤パンフレットの作成			※パンフレット案提出	※製本・提出

## 6 対象地域

県北地域を対象として事業を実施すること。

## 7 秘密保持

本委託業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、「茨城県個人情報保護条例」を準用するとともに、個人情報保護に関する法令を遵守すること。

## 8 著作権の取扱

- (1) 本委託業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

- (2) 受託者は、成果品にかかる著作権人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

## 9 業務実施上の留意点

- (1) すべての工程にわたり、適宜、事業者等と連携を図り、進捗状況や情報等を共有しながら業務の運営にあたること。
- (2) 受託者は、履行期限内に円滑に業務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、計画的な業務推進のため、工程表を作成し、委託者の確認を受けること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、委託者に有用な提案を積極的に行うこと。

## 10 実績報告

受託者は業務完了後、下記により実施状況等について実績報告を作成し、委託者へ提出すること。

### (1) 提出物

- ・ 報告書 2部 (A4)
- ・ 報告書の電子媒体 (ワード、エクセル、PDF等) 1式 (CD-R)
- ・ その他調査に関連して作成した資料等の電子媒体 1式 (CD-R)

### (2) 提出期限

令和4年3月31日

### (3) 提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県政策企画部県北振興局

## 11 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と綿密な調整・協議の上その指示に従うこと。
- (2) 当委託業務の契約に関する費用 (印紙代を含む) は、受託者の負担とすること。
- (3) 本仕様書に明示無き事項または業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。